

## 千葉県未熟児養育医療給付実施要綱

### (目的)

第1条 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は高率であるばかりでなく、心身の障害を残すこともあることから、生後すみやかに適切な処置を講ずることが必要であることにかんがみ、未熟児を医療機関に収容して必要な医療を給付し、適正な養育を行うことを目的とする。

### (対象)

第2条 養育医療給付の対象は、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第6条第6項に規定する未熟児であって、次に掲げるいずれかの症状等を有し、医師が入院養育を必要と認めたものとする。

- (1) 出生時体重2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であって次に掲げるいずれかの症状を示すもの
  - ① 一般状態
    - ア 運動不安、痙攣があるもの
    - イ 運動が異常に少ないもの
  - ② 体温が摂氏34度以下のもの
  - ③ 呼吸器、循環器系
    - ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
    - イ 呼吸数が毎分50を越えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
    - ウ 出血傾向の強いもの
  - ④ 消化器系
    - ア 生後24時間以上排便の無いもの
    - イ 生後48時間以上嘔吐が続いているもの
    - ウ 血性吐物、血性便のあるもの
  - ⑤ 黄疸  
生後24時間以内に現れるか異常に強い黄疸のあるもの

### (養育医療実施機関)

第3条 養育医療の給付は、法第20条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は指定都市・中核市の市長が指定した養育医療機関(以下「指定養育医療機関」という。)において行わなければならない。

### (給付の申請及び決定)

第4条 申請者は、母子保健法施行規則(以下「施行規則」という。)第9条第1項の規定により、法第6条第4項に定める未熟児の保護者であること。

2 前項の申請者は、養育医療給付申請書(規則第34号「千葉県母子保健法施行細則」(以下「細則」という。様式第3号)、医師の作成した養育医療意見書(「細則」様式第4号)のほか、母子保健衛生費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱に規定する養育医療の給付等に要

する費用の徴収基準額を算定するために必要な世帯調書（様式第1-1号）に次の各号に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者にあつては、被保護者であることを証する書面。

(2) 当該申請をしようとする日の属する年度分（課税額が判明しない期間にあつては、当該日の属する年度の前年度分とする。）の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税をいう。）を証する書面。

3 徴収基準を算定するために必要な事項につき調査を行う場合は、申請の際に税情報や手当の受給状況等に係る調査についての同意を未熟児養育医療に関する課税状況等の調査に係る同意書（様式第1-2号）により得るものとする。

4 市長は、養育医療給付申請書を受領し、給付の適否を審査し適当と認めるときは、施行規則第9条第2項に規定する養育医療券（以下「養育医療券」という。）を申請者に交付し、かつ医療券に記載した医療機関に「母子保健法第20条第1項の規定による養育医療の給付について」（様式第2号）により通知するものとする。

（養育医療券の有効期間）

第5条 養育医療券の有効期間の始期は、当該指定養育医療機関による当該医療の開始の日とし、その終期は、当該医療の終了の日とする。

2 養育医療の給付を受ける場合は、養育医療券を指定養育医療機関に提出して給付を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由により養育医療券を提出できない場合は、給付を受けた後、すみやかに養育医療券を提出しなければならない。

3 養育医療券を紛失又は毀損した場合は、「養育医療券再交付申請書」（様式第3号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（世帯調書の変更）

第6条 養育医療の給付を受けている未熟児の扶養義務者は、第4条第2項の規定により提出した世帯調書の内容に変更が生じたときは、速やかに、変更後の世帯調書を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定により提出する世帯調書に添付する書面について準用する。この場合において、同項中「当該申請をしようとする」とあるのは、「当該養育医療の給付を受けている」と読み替えるものとする。

（社会保険各法との関連事項）

第7条 施行規則第14条第2項の医療保険各法と本給付との関係は、その本人が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法による医療の給付が優先するものとする。

（台帳等の整理保管）

第8条 市長は、給付の状況を明確にしておくため、「養育医療給付台帳」（様式第4号）を備え付け、これに記載し整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要綱の施行前に作成された様式で、現に存するものは、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。